

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月9日 新潟地方法務局新津支局 登記官 本間弘伸

記

意見又は資料の提出先

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎

新潟地方法務局不動産登記部門

電話：025（226）0951

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (㎡)
	所在	地番		
1113-2026-0001	阿賀野市中島町	740一子	墓地	26

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (㎡)
	所在	地番		
1101-2026-0002	東蒲原郡阿賀町広谷字山神前	甲 1 2 9 0	山林	181
1101-2026-0003	東蒲原郡阿賀町広谷字水窪	甲 1 4 6 8	山林	489
1101-2026-0004	東蒲原郡阿賀町広谷字水窪	甲 1 4 6 9	山林	26
1101-2026-0005	東蒲原郡阿賀町広谷字人ヶ谷	甲 2 3 5 7	山林	495
1101-2026-0006	東蒲原郡阿賀町広谷字蟹屋敷	丙 1 2 0 8 - 1	畑	162